

公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村振興助成金交付細則

令和3年3月22日 理事長決裁

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村振興助成金交付規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、公益財団法人岩手県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する市町村振興助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成期間)

第2条 助成期間は、この細則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

(助成金の財源及び額)

第3条 助成金の財源は、協会の基金をもって充てることとし、規程第3条に定める助成金の額は、次の方法により算定するものとする。

- (1) 前条で定める期間中の各年度における助成金の交付総額は、均等割額及び人口割額（以下「均等割額等」という。）に特設売場設置加算金及び広報掲載加算金を加えた額とする。
- (2) 均等割額等の総額は、2億5千万円以内の額とする。
- (3) 均等割額は、均等割額等の3割に相当する額を市町村数で除して得た額とし、1円未満は切り捨てる。この場合において基準となる市町村の数は、助成金を交付しようとする日現在の数とする。
- (4) 人口割額は、均等割額等の7割に相当する額に、岩手県の人口に対するそれぞれの市町村の人口の割合を乗じて得た額とし、1円未満は切り捨てる。この場合において、基準となる人口は、最新の国勢調査による人口とする。
- (5) 特設売場設置加算金は、当せん金付証票法第6条第5項の規定に基づく再委託承認基準による市町村振興宝くじ又は新市町村振興宝くじの発売に係る特設売場を設置した市町村に交付し、その額は、市町村振興宝くじ又は新市町村振興宝くじごとに150万円とする。
- (6) 広報掲載加算金は、市町村が発行する広報紙に、市町村振興宝くじ又は新市町村振興宝くじに係る広報を掲載した市町村に交付し、その額は、市町村振興宝くじ又は新市町村振興宝くじごとに15万円とする。
- (7) 第3号から第6号までの規定により算出した額を合算し、千円未満を切り捨てた額を各市町村の助成金の額とする。

(助成金の交付時期)

第4条 協会は、助成金を当該年度の3月31日までに市町村に交付するものとする。

(交付額の通知)

第5条 協会は、当該年度に交付する助成金額を、市町村振興助成金交付通知書（様式第1号）により市町村に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 市町村は、前条の通知を受けたときは、市町村振興助成金交付申請書（様式第2号）により助成金の交付を申請するものとする。

(事業計画書の提出)

第7条 市町村は、前条の交付申請に際しては、事業計画書（様式第3号）により助成金を充当する事業の計画を提出するものとする。

(事業報告書の提出)

第8条 規程第7条に規定する市町村の事業報告は、事業報告書（様式第4号）により翌年度の5月末までに提出するものとする。

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。